



『論語正義』 訳注：「顔淵篇第十二」(三)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-05-10 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 平木, 康平 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24729/00004542">https://doi.org/10.24729/00004542</a>

## 『論語正義』 訳注

—「顔淵篇第十二」(三)—

平木康平

本稿は、清の劉寶楠(一七九〇—一八五五)が著した『論語正義』の訳註である。

本訳註は、本田濟・神楽岡昌俊・衣笠勝美・山口澄子・井沢耕一・大森良の各氏と平木康平とで会読した成果である。山口氏の草稿に、平木が補正を加えたもので、文責は平木にある。

すでに「先進篇第十二」(二)は、「大阪青山短期大學研究紀要第二十三号」(平成九年三月)に、「先進篇第十二」(二)は、「大阪青山短大國文第十三号」(平成九年二月)に、「先進篇第十一」(三)は、「人文学論集第十六集」(大阪府立大学人文学会、平成十年二月)に、「先進篇第十一」(四)は、「大阪府立大学紀要人文・社会科学第四六卷」(平成十年三月)に、「先進篇第十一」(五)は、「大阪府立大学紀要 人文・社会科学第四七卷」(平成

十二年三月)に、「顔淵篇第十二」(二)は、「人文学論集第十七集」(大阪府立大学人文学会、平成十一年二月)に、「顔淵篇第十二」(二)は、「人文学論集第十八集」(大阪府立大学人文学会、平成十二年二月)に、それぞれ掲載された。本稿はその後を承けるものである。

## 凡例

- 一 原文は南菁書院本(『皇清經解』所収)を底本とした。
- 一 『論語』本文の字体は原則として、底本の通りとした。
- 一 訳文・注では常用漢字体を使用した。
- 一 「何晏・劉寶楠解」は両者の説に基づいて『論語』本文を訓読したもの。両者の解釈が異なる場合は、それぞれに一項を立て

た。

- 一 「正義」に引用されている文の中で、典故が示されていないものは出来るだけ出典を明らかにし、( )の中に示した。
- 一 「正義」に引用されている文の中で、典故の書名や篇名が通行本と異なる場合や、不足する場合は、( )の中に示した。
- 一 引用文中の文字の異同は、明らかな誤字や解釈に支障を来たすものを除いて割愛した。
- 一 原文は適宜区切り、段落分けを行った。
- 一 注は本文中に\*印を付し、各章の後に記した。
- 一 簡単な注は訳文中に( )を用いて記した。

## 第八章

〔論語本文〕棘子成曰、君子質而已矣。何以文爲。

〔何晏・劉寶楠解〕棘子成曰く、君子は質のみ。何ぞ文を以て爲さんと。

〔注〕鄭(玄)曰く、舊説に云ふ、棘子成は衛の大夫なり。

〔論語本文〕子貢曰、惜乎、夫子之説君子也。駟不及舌。

〔何晏・劉寶楠解〕子貢曰く、惜しいかな、夫子の君子を説けるや。駟も舌に及ばず。

〔注〕鄭(玄)曰く、惜しいかな、夫子の君子を説けるや。過言一たび出づれば、駟馬之を追ふも及ばず。

〔論語本文〕文猶質也。質猶文也。虎豹之鞞、猶犬羊之鞞。

〔何晏・劉寶楠解〕文は猶ほ質のごときなり。質は猶ほ文のごときなり。虎豹の鞞は、猶ほ犬羊の鞞のごとし。

〔注〕孔(安國)曰く、皮の毛を去るを鞞と曰ふ。虎豹と犬羊と別なるは、正だ毛文の異なるを以てのみ。今 文質をして同じからしむれば、何を以てか虎豹と犬羊とを別かたんや。

〔正義〕に曰く、棘子成、皇(侃)本、「成」を「城」に作る。

〔何以文爲〕、以は用なり。爲は語助の辭なり。説は王氏引之「經傳釋詞」に見ゆ。下篇の、「雖多亦奚以爲」(子路篇)、「何以伐爲」

〔季氏篇〕、「無以爲也」(子張篇)、訓義 並びに同じ。

夫子言ふ、「文質彬彬として、然る後 君子なり」と(雍也篇)。

棘子成 或ひは其の語を聞き、妄りに以へらく君子は但だ當に質を尚ぶべきのみにして、必ずしも文を用ひずと。故に子貢 其の君子を説きて易言を爲すを惜しむ。追ひて之を悔ゆと雖も、舌に及ぶ無きなり。

「文猶質。質猶文」とは、「禮は本 無くんば立たず。文 無くんば行はれず」(『禮記』「禮器」)。是れ文質は皆な宜しく用ふべき所ありて、其の輕重 等しきなり。

「虎豹・犬羊」は、皆な獸名なり。鄭(玄)注(『經典釋文』引く)に云ふ、「鞞は革なり」と。革とは皮なり。『詩』「載驅」(論語正義は「載驅」を「載馳」に誤る)正義引く『說文』に、「鞞は革なり」と。今本『說文』(革部)は「鞞」に作り、「皮の毛を去るなり」と云ふ。『詩』疏の引く所と異なる。然れども、鞞は革爲り。凡そ毛を去ると毛を去らざると、皆な之を稱するを得。必ずしも専らには毛を去るの一訓を主とせず。

『周易』(「革」)象下傳に、「大人 虎變す。其の文 炳なり。君子 豹變す。其の文 蔚なり」と。此の文の「虎豹之鞞」は文に喩ふ。「犬羊之鞞」は質に喩ふ。虎豹犬羊 其の皮 各おの用ふる所有り。文質の二者の如きは、宜しく偏ばにして廢置有るべからざ

るなり。

皇(侃)本、「鞞」に作る。『說文』(革部)亦た引きて「鞞」に作る。又た「犬羊之鞞」の下に、皇(侃)本は「也」字有り。

注「舊說云、棘子成衛大夫」。

「正義」に曰く、舊說と稱するは、自る所を著すなり。

『漢書』「古今人表」、「三國志」『秦宓傳』は「革子成」に作る。

棘と革と通用す。『詩』の「其の欲を棘にせんとするに匪ず」(「大雅・文王有聲」)、(『禮記』「禮器」)の「其の猶を革にせんとするに匪ず」に作る。『列子』「湯問篇」の「殷湯 夏革に問ふ」、

『莊子』「逍遙遊」の「湯の棘に問へる」の如き、皆な證すべし。『莊子』(「經典」釋文)引く李(頤)云ふ、「湯の時の賢人」と。又

た云ふ、「是れ棘子なり」と。『鹽鐵論』「相刺篇」(正義は「相刺篇」を「相制篇」に誤る)に、「紂の時、内に微・箕の二子有り。外に膠鬲・棘子あり」と。疑ふらくは、棘子は本と殷人。衛は殷都に居る。棘子成は即ち棘子の後なり。大夫爲るを知るは、子貢の夫子と云ふを以てなり。當時 大夫を稱するに、皆な夫子と爲すなり。

注「惜乎」より「不及」に至るまで。

「正義」に曰く、『説文』（馬部）に云ふ、「駟は一乘なり」と。  
 『詩』（鄭風）「清人」箋に、「駟は四馬なり」と。言 舌を出でて、  
 過誤 一たび成れば、駕馬 之を追ふと雖も、亦た及ぶ無きなり。  
 （『禮記』）「緇衣」注に云ふ、「駟馬も及ぶ能はず。悔ゆるを得  
 べからざるなり」と。

注「皮去」より「羊耶」に至るまで。

「正義」に曰く、注は「文猶質。質猶文」を以て、即ち棘子に説  
 くとす。故に解して文質 同じと爲す。謂ふところは、棘子成は文  
 を質と同じとし、分別する所無し。故に喩ふるに虎豹・犬羊を以てす。  
 威な毛を去れば、則ち皮 亦た別つ所無きなり。然れども棘子は文  
 を棄てて質を用ふ。文質 同じの見有るには非ず。注の此の義 之  
 を失す。（\*）

\*棘子成は文を棄て質を必要とする。注の説では棘子成が文質を区  
 別しないから子貢が毛皮に喩えて区別を説いたとする。注に基づい  
 て『論語』本文を読めば、「文は猶ほ質のごとしとし、質は猶ほ文  
 のごとしとすれば、虎豹の鞞も猶ほ犬羊の鞞のごとしとならん」と  
 なる。劉寶楠は毛の模様の違いがあるように、文質にはそれぞれ用

いどころがあるという。劉寶楠説に基づいて本文を読めば、「文は  
 猶ほ質のごとし。質は猶ほ文のごとし。虎豹の鞞も猶ほ犬羊の鞞の  
 ごとし。」となる。

## 第九章

「論語本文」哀公問於有若曰、年饑、用不足。如之何。有若對曰、  
 盍徹乎。

「何晏・劉寶楠解」哀公 有若に問ひて曰く、年 饑えて、用 足  
 らず。之を如何せんと。有若 對へて曰く、盍ぞ徹せざると。

「注」鄭（玄）曰く、盍は何不なり。周法は什一にして稅す。之を  
 徹と謂ふ。徹は通なり。天下の通法爲り。

「論語本文」曰、二吾猶不足、如之何、其徹也。

「何晏・劉寶楠解」曰く、二にして吾 猶ほ足らざるに、之を如何ぞ、  
 其れ徹せんやと。

〔注〕孔（安國）曰く、二とは什二にして税するを謂ふ。

〔論語本文〕對曰、百姓足、君孰與不足。百姓不足、君孰與足。

〔何晏・劉寶楠解〕對へて曰く、百姓 足れば、君 孰と與にか足らざらん。百姓 足らざれば、君 孰と與にか足らんと。

〔注〕孔（安國）曰く、孰は誰なり。

〔正義〕に曰く、「（經典）釋文」に云ふ、「饑、鄭（玄）本と飢に作る」と。

舊と一説有りて云ふ、哀公十二年・十三年、皆な蝨有り、連年兵を邾に用ふ。又た齊饑有り（\*）。此れ年 饑えて用 足らざる所以なりと。

愚 謂へらく、此の問ひは當に十二年に田を用て賦するのの前に在るべし。故に云ふ、二にして吾 猶ほ足らずと。明らけし、宣公 畝に税して二を用てすと爲すに據るを。但だ哀公十二年以前は、『春秋』未だ「年 饑ゆ」と書せず。疑ふらくは、當に是れ穀収 歎薄なるも、未だ災を成すには至らず、抑そも用 足らざるに因らん。故に此の言を爲すや、若し哀公十二年の後に在れば、則ち二にして

吾 猶ほ足らずの文と合せず。殆ど未だ然らざるなり。

愈氏正變『癸巳類稿』（卷三「徹足用義」）に、「哀公 年 饑えて、用 足らずと言ふ。用とは、布縷の征、力役の征なり。民食有りて、而る後 能く賦役を輸す。有若 民の食を留めて、以て國用を裕かにせんことを請ふ。蓋し徹とは、米粟の征なり。徹と言へば、則ち年 饑うるの民、食を足らずに庶し。君 孰と與にか用に足らざらんや。（『春秋』）宣公十五年に、「初めて畝に税す」と。

『左傳』に云ふ、「禮に非ざるなり。穀 出だすこと、藉を過ぎずして、以て財を豊かにするなり」と。亦た民 食を足らせば、則ち賦役の用 供はるを言ふ。故に財を豊かにするの禮と爲す。荒政の務めは、民をして食を得さしむるに在り。君卿 從て年 饑えて食に足らざるの事無し。惟だ必ず二を取らんと欲すれば、則ち民 散じ、賦 缺け、用に足らざるのみ。（『周禮』）「大司徒」に、「荒政は十に二。二を薄征と曰ふ」と。故に有若 饑年に於て、徹にして用に足ると言ふ。此れ國老に籌りて、至計を謀るなり。蓋し用とは米粟には非ざるなり。徹とは賦役には非ざるなり」と。

「百姓」とは、『說文』（女部）に云ふ、「姓は人の生ずる所なり」と。民は姓を一にせず。故に百と稱す。「百姓 足れば、君 孰と與にか足らざらん」とは、言ふところは、貨財は皆な民より出づ。百姓 用に足れば、君も亦た用に足るなり。「百姓 足らざれば、

君 孰と與にか足らん」とは〔正義原文「足」を「不足」に作るは誤り〕、言ふところは、百姓 用に足らざれば、君も亦た足らざるなり。「與」は取與の與の如し。『漢書』「谷永傳」は、「與」を「予」に作る。通用の字なり。

『荀子』「富國篇」に、「下 貧しければ、則ち上 貧し。下 富めば、則ち上 富む。故に田野縣鄙は財の本なり。垣筭倉粟は財の末なり。百姓 時に和し、事業敘するを得るは貨の源なり。等賦府庫は貨の流なり。故に明主は必ず謹みて其の和を養ひ、其の流を節し、其の源を開く。而して時に斟酌す。渙然として夫れ下をして必ず餘有らしむ（「夫下」、正義原文及び荀子原文「天下」に作るが、王先謙校により改める）。而して上 足らざるを憂へず。是くの如くんば、則ち上下 俱に富みて、交ごも之を藏する所無し。是れ國計の極なるを知るなり。故に禹に十年の水あり、湯に七年の旱あり。而るに天下に菜色する者無し。十年の後、年穀 復た孰し、而して蓄積に餘有り。是れ它故無し。本末源流を知るの謂ひなり」と。

『淮南子』「主述訓」に、「夫れ民の生を爲むるや、一人 耒を蹠みて耕すは、十畝を過ぎず。中田の獲の卒歳の收、畝に四石に過ぎず。妻子老弱、仰ぎて之を食らふ。時に涪旱災害の患有れば、以上上の車馬兵革の費を徵賦するに給する無し。此れに由りて之を観れば、則ち人の生憫なり。夫れ天地の大、三年の耕を計りて、一年

の食を餘す。九年を率ひて、三年の畜有り。十八年にして、六年の積有り。二十七年にして、九年の儲有り。涪旱災害の殃ひありと雖も、民に困窮流亡する莫きなり。故に國に九年の畜無し、之を不足と謂ふ。六年の積無し、之を憫急と謂ふ。三年の畜無し、之を窮乏と謂ふ。故に仁君明王有るや、其の下に取るに節有り。自ら養ふに度有り。則ち天地を承受して、饑寒の患に離らざるを得。若し貪主暴君、其の下を撓し、其の民を侵漁し、以て無窮の欲に適へしむれば、則ち百姓、以て天和を被り、地徳を履む無し」と。

一文 並びに此の文の旨を發明するに足る。

『說苑』「政理篇」に、「魯の哀公 政を孔子に問ふ。對へて曰く、政は民をして富ましむるに在りと（正義原文「在」字を「有」に作る）。哀公曰く、何の謂ひぞやと。孔子曰く、賦斂を薄くすれば、則ち民 富むと。公曰く、是の若くんば、則ち寡人 貧なりと。孔子曰く、『詩』（大雅・泂酌）に云ふ、『凱悌なる君子は、民の父母たり』と。未だ其の子 富みて、父母 貧しき者を見ざるなり」と。

此の章の問答と正に同じ。

注の「周法」より「通法」に至るまで。

「正義」に曰く、

邢(昺)疏に云ふ、「『春秋』公羊傳」(宣公十五年)に曰く、「古は什一にして藉す。什一は天下の中正なり。什一より多ければ、大桀小桀なり。什一より寡ければ、大貉小貉なり。什一は天下の中正なり。什一行はれて頌聲作る」と。「(春秋)穀梁傳」(宣公十五年)に亦た云ふ、「古は什一にして藉す」と。「孟子」(滕文公篇上)に云ふ、「夏后氏五十にして貢す。殷人七十にして助す。周人百畝にして徹す。其の實は皆な什一なり」と。趙岐注に云ふ、「民五十畝を耕すもの、五畝を貢上す。七十畝を耕す者、七畝を以て公家に助す。百畝を耕す者、徹には十畝を取りて以て賦と爲す。名義を異にすと雖も、多少は同じ。故に云ふ、皆な什一なり」と。書傳(\*)に「十一」を云ふ者多し。故に杜預云ふ、「古は公田の法、十に其の一を取る」と(宣公十五年。杜注原文に「古者」の二字なし)。十畝の内、一を取るを謂ふ。舊法既に已に十畝に一を取るなり。

『春秋』魯宣公十五年に、「初めて畝に税す」と。又た其の餘畝を履みて、更に復た十に其の一を收む。乃ち是れ十に其の二を取るなり。故に此れ哀公曰ふ、「二にして吾猶ほ足らず」と。十の内二を税して、猶ほ尚ほ足らざると謂へば、則ち宣公の後より、遂に十二を以て常と爲す。故に「初めて」と曰ふ。言ふところは、初めて十二を税するは宣公より始まるなり。

諸書皆な十一にして税すと言ふ。而るに『周禮』(載師)に、「凡そ任地の、近郊は十に一、遠郊は二十にして三、甸稍縣都は皆な十に二を過ぐる無く、漆林の征は二十にして五」と曰ふは、彼は王畿の内、共する所多きを謂ふ。故に賦税重し。諸書に言ふ所の什一とは、皆な畿外の國を謂ふなり。故に此に鄭玄云ふ、「什一にして税す。之を徹と謂ふ。徹は通なり。天下の通法爲り」と。天下は皆な什一なるを言ふのみ。畿内も亦た什一とは言はざるなり」と。『詩』「甫田」孔(安國)疏に云ふ、「周制に貢有り助有り。助とは、九夫にして一夫の田を税するなり。貢とは、什一にして一夫の穀を貢するなり。之を通じて、二十夫にして二夫を税す。是れ什中に一を税すと爲すなり。故に『周禮』冬官(匠人)注に、廣く經傳を引きて之を論じて云ふ、『周制、畿内には夏の貢法を用ひ、夫を税して公田無し。邦國には殷の助法を用ひ、公田を制して夫を税せず。貢とは、自ら其の受くる所の田を治めて、其の税の穀を貢するなり。助とは、民の力を借りて以て公田を治め、又た焉より收斂せしむるなり」と。

諸侯之を徹と謂ふは、其の率を通するに、什一を以て正と爲せばなり。『孟子』(滕文公上)に云ふ、「野は九夫にして一を税す。國中は什一なり」と。是れ邦國亦た外内の法を異にするのみ。是れ鄭通率を解して什一の事と爲すなり。『孟子』(滕文公上)に

又た云ふ、『方里にして井あり。井は九百畝。其の中を公田と爲す。八家 皆な百畝を私し、同に公田を養ふ。公事 畢はりて、然る後、敢へて私事を治む、野人に別つ所以なり』と。是れ助法を説くなり。井には一夫を別ちて以て公に入るなり。野人に別つと云ふは、野人の法を別ち、國中と同じからざらしむるなり。助法は既に百畝を公田と爲すと云ふ。則ち自ら賦せしむる者は、明らけし、是れ自ら其の田を治め、其の税の穀を貢するなり。助は則ち九にして一を助す。貢は則ち什一にして一を貢す。通率は什一爲るなり。鄭の言の如くんば、邦國も亦た外内を異にす。則ち諸侯 郊内には貢し、郊外には助す。而るに鄭 正に言ふ、畿内には貢法を用ひ、邦國には助法を用ふと（正義原文「貢」字を「夏」につくる）。以爲らく諸侯 皆な助するは、諸侯の郊内の地 少なく、郊外に助する者 多きを以ての故に、邦國を以て助と爲し、畿内の貢に對して外内を異にすと爲すなり。史傳の助貢の法を説くもの、惟だ孟子のみ明らかにすと爲す。鄭 其の言に據りて、什一にして徹するを以て外内を通ずるの率と爲す。理は則ち然り。

而るに（『漢書』）〈食貨志〉に云ふ、『井は方一里にして是れ九夫あり。八家之を共にし、各おの私田百畝を受く。公田十畝（正義原文「八十畝」に誤る）。是れ八百八十畝爲り。二十畝を餘して廩舎を爲る』と。其の言 孟子を取りて説を爲すも、其の本旨を失す。

班固すら既に此の言有り。是に由りて羣儒 遂に謬る。何休の「公羊（傳）」に注し、范寧の「穀梁（傳）」を解し、趙岐の「孟子」に注し、宋均の「樂緯」を説くは、咸な以て然りと爲す。皆な義は鄭に異なりて、理は通ずべからず。何となれば、則ち井九百畝にして其の中を公田と爲すと云へば、則ち中央の百畝、共に公田爲り。家ごとに十畝を取るを得ざるなり。又た八家 皆な百畝を私すと云へば、則ち百畝は皆な屬て公なり。何ぞ復た二十畝を以て廩舎と爲すを得んや。同に公田を養ふと言へば、是れ八家は共に公事を理むるなり。何ぞ家ごとに十畝を分かちて自ら之を治むるを得んや。若し家ごとに十畝を取りて、各おの自ら之を治むれば、安んぞ之を同に養ふと謂ふを得んや。若し二十畝を廩舎と爲せば、則ち家ごとに二畝半を亦た私に入るなり。則ち家ごとに別に私に百二畝半を有するなり。何ぞ八家 皆な百畝を私すと爲すを得んや。此れ皆な諸儒の謬なり。

鄭（匠人）の注に於て云ふ、『野は九夫にして一を税す』と。此の（箋）に云ふ、『井は一夫に税す。其の田は百畝』と。是れ鄭の意は、家ごとに公田十畝を別つ、及び二畝半を廩舎と爲すの事無し。俗は鄭説を以て諸儒に同じとす。是れ又た鄭旨を失へり』と。

案するに、『詩』疏は鄭義を引申して甚だ詳しく辨ず。然るに鄭氏は徹法を以て諸侯の郊内には貢し、郊外には助すと爲す。因りて

徹を訓じて通と爲す。近儒は亦た之に従はずして、多く趙岐の『孟子』注を以て然りと爲す。劉は『孟子』に注して云ふ、「家ごとに百畝を耕し、十畝を徹取して以て税と爲すなり」と（正義原文「税」字を「賦」に作る）。趙岐と義 同じ。

案するに、『説文』（支部）には則ち、「徹」は本と「通」と訓ず。弊（力部）の下に云ふ、「發なり」と。趙・劉「徹」を以て「取」と爲す。或ひは即ち弊の段字なり。然るに『孟子』（滕文公・上）に云ふ、「徹は徹なり」と。本字に就きて訓を爲す。段藉を煩はさざるに似たり。則ち鄭義 長ずと爲す。

（『周禮』）「稼人職（司稼）」に云ふ、「野を巡りて稼を観る。年の上下を以て斂法を出だす」と。姚氏文田『求是齋稿』に謂ふ、「斂法とは即ち徹法なり」と。蓋し徹に常額無し。惟だ豊凶及び君民を通じて之を計り、百畝を合して、十畝の入を以て税を爲す。此れ「徹」を「通」と訓ずるの義なり。鄭君 但だ通率は什一と言ふは、徹制と貢助と相通するを明らかにせんと欲すればなり。其の民に取るや、通計せざる無きこと知るべし。郊内には貢し、郊外には助するに至りては、獨り文の『孟子』に見ゆるのみならず、即ち（『周禮』）「載師」の「任地」を以て之を證す。王畿の内外は既に斂法 各おの異なれば、則ち諸侯の郊内郊外の斂法も同じからずと謂ふも、亦た奚ぞ疑はんや。

『後漢書』「陸康傳」に、「夫れ什一にして税す。周には之を徹と謂ふ。徹とは通なり。其の法度 萬世に通じて行ふべきを言ふなり」と。此れ鄭君と訓 同じくして義 異なる。且つ未だ徹制の何若なるやを言はず。其の義 終に明らかにし難きなり。

注の「孔曰、二謂什二而税」。

「正義」に曰く、（『周禮』）「匠人」疏に此の注を引きて「鄭曰」に作る。或ひは鄭に亦た注有り。而るに僞孔 之を襲ふ。鄭の上の注に「周制は什一にして税す」と云ふに據れば、則ち此の二とは、什にして二を取ると爲す。此れ即ち宣公の畝に税するの事を指す。哀公に至りては、有子の諫めに違ひて、復た田を用て賦す。什二に比して益ます重しと爲す。宜なるかな、孟子の時に至りて、亟亟賦斂を薄くするを以て仁政と爲すこと。

\* 「齊警」とは哀公十一年の齊出兵のことを指す。

\* 「書傳」とは、書名ではなく、「諸々の古傳」の意であろう。

〔論語本文〕 子張問崇德辨惑。

〔何晏・劉寶楠解〕 子張徳を崇くし、惑ひを辨ぜんことを問ふ。

〔注〕 孔（安國）曰く、辨は別なり。

〔論語本文〕 子曰、主忠信、徙義、崇徳也。

〔何晏・劉寶楠解〕 子曰く、忠信に主しみ、義に徙るは、徳を崇くするなり。

〔注〕 包（咸）曰く、義に徙るとは、義を見れば、則ち意を徙して之に従ふなり。

〔論語本文〕 愛之欲其生、惡之欲其死。既欲其生、又欲其死。是惑也。

〔何晏・劉寶楠解〕 之を愛せば其の生きんことを欲し、之を惡めば其の死なんことを欲す。既に其の生を欲し、又た其の死を欲す。是

れ惑ひなり。

〔注〕 包（咸）曰く、愛惡 當に常有るべし。一たび之を生かさんと欲し、一たび之を死なさんと欲す。是れ心惑へばなり。

〔論語本文〕 誠不以富、亦祇以異。

〔何晏・劉寶楠解〕 誠に富を以てせず、亦た祇だ異なるを以てすと。

〔注〕 鄭（玄）曰く、此れ『詩』の「小雅」なり。祇は適なり。言ふところは、此の行ひ誠に以て富を致すべからず。適だ以て異なるを爲すに足るのみ。此の詩の異義を取りて、以て之を非るなり。

〔正義〕に曰く、吳氏嘉賓『說』に、「克己復禮、崇徳辨惑は、皆な古の言なり。古訓多く韻を協へて、以て蒙の誦に便ならしむ」と。

案するに、「崇徳」とは、「爾雅」「釋詁」に、「崇は高なり」と。人の有徳に於て、之を尊崇するを謂ふなり。

〔主忠信〕とは、鄭（玄）「學而篇」の注に於て云ふ、「主は親なり」と。忠信の人に於て、之に親近するを謂ふなり。

「愛之欲其生、惡之欲其死」とは、其の人に愛すべく惡むべきの實有るには非ず。但だ情に任せて之を愛惡するを言ふなり。

先從叔丹徒君「(論語) 駢枝」に曰く、「愛之欲其生、惡之欲其死」とは、猶ほ人を進るに、將に諸を膝に加へんとするが若く、人を退くるに、將に諸を淵に隊とさんとするが若しと言ふがごとし

(「禮記」 「檀弓」 下。正義原文「言」字を「之」に作る)。皆な形容情況の辭なり。「既欲其生、又欲其死」とは、覆たが上文を舉げて、其の詞を迫窄し、以て「惑」字を起こすなり。兩意あるには非ざるなり」と。又た云ふ、「人情の偏(論語駢枝原文は「人情」を人性)に作る)、愛惡甚だしきと爲す。内に人を知るの明無く、外に毀譽の蔽有ればなり。能く至當にして易らざる者有る鮮なし」と。

謹みて案ずるに、(「禮記」) 「樂記」に云ふ、「著らかなれば、則ち賢不肖別たる」と。「著」とは猶ほ明のごときなり。孔(穎達)疏に云ふ、「好む所は其の善を得、惡む所は其の惡を得。則ち賢不肖は自然に分別す」と。今此れ忽ち愛し、忽ち惡む。是れ好惡未だ著らかならず。故に賢不肖亦た辨する能はず。惑ひに非ずして何ぞや。「(經典) 釋文」に云ふ、「惑」、本亦た「或」に作る」と。

案ずるに、「說文」(心部)に、「惑は亂なり」と。惑、或は古今の字爲り。皇(侃)本は、「崇徳也」の「也」字無く、「愛之欲

其生」の三句の下に各おの「也」字有り。「誠」、「毛詩」は「成」に作る。

注の「辨別也」。

「正義」に曰く、辨は別なりとは、亦た常訓なり。「說文」(刀部)に、「辨は判なり」「判・別は義同じ」と。

注の「愛惡」より「惑也」に至るまで。

「正義」に曰く、愛惡當に常有るべしとは、言ふところは、愛惡其の理を失せざれば、則ち能く常有りて、變異に至らざるなり。一たび之を生かさんと欲し、一たび之を死なせんと欲すとは、一念之を生かさんと欲し、一念之を死なせんと欲するを謂ふなり。此れ總て、經文の「愛之欲其生」の四句の意を釋くなり。

「漢書」「王尊傳」に、「公乘興等王尊を訟へて曰く、「尊は京師廢亂し、羣盜並び興るを以て、賢に選ばれて徵用され、起家して卿と爲る。賊亂既に除かれ、豪猾辜に伏するに、即ち佞巧を以て廢黜せらる。一尊の身、三期の間に、乍ち賢、乍ち佞。豈に甚しからずや。孔子曰く、へ之を愛せば其の生きんことを欲し、之を

悪めば其の死なんことを欲す。是れ惑ひなり」と。此の文の引く所を観れば、其の義益ます明らかなり。

注の「此詩」より「非之」に至るまで。

「正義」に曰く、「詩」「關雎」疏に此の注の首句を引きて云ふ、

「此れ『詩』小雅へ我行其野の句なり」と。文較や備はる。祇は適なりとは、毛傳の文なり。鄭の彼の箋に云ふ、「女は禮を以て室家と爲らざれば、事を成すも以て富を得るに足らざるなり。女は亦た適に此を以て自ら人道に異なれば、悪むべしと言ふなり」と。以て富を得るに足らずとは、即ち此の注の以て富を致すべからざるなり。惟だ成・誠の二字、各おの文に就きて訓を爲すも、其の實は『毛詩』は成に作る。亦た誠の段借なり。自ら人道に異なるは、即ち是れ惑ひなり。故に其の義を取りて、以て此の惑ひを非るなり。

## 第十一章

〔論語本文〕齊景公問政於孔子。孔子對曰、君君、臣臣、父父、子子。

〔何晏・劉寶楠解〕齊の景公、政を孔子に問ふ。孔子對へて曰く、君君たり、臣臣たり、父父たり、子子たりと。

〔注〕孔（安國）曰く、此の時に當りて、陳恆、齊を制し、君君たらず、臣臣たらず、父父たらず、子子たらず。故に以て對ふ。

〔論語本文〕公曰、善哉。信如君不君、臣不臣、父不父、子不子、雖有粟、吾得而食諸。

〔何晏・劉寶楠解〕公曰く、善きかな。信に如し君君たらず、臣臣たらず、父父たらず、子子たらずれば、吾粟有りと雖も、得て諸れを食らはんやと。

〔注〕孔（安國）曰く、將に危からんとするを言ふなり。陳氏果たして齊を滅す。

「正義」に曰く、景公、名は杵臼、莊公の異母弟なり。「史記」「齊太公世家」に見ゆ。「周書」「謚法解」に、「義を布きて剛を行ふを景と曰ふ」と。

君君たり、臣臣たり、父父たり、子子たりとは、言ふこと

ろは、君當に君爲る所以を思うべく、臣當に臣爲る所以を思うべく、父當に父爲る所以を思うべく、子當に子爲る所以を思うべし。乃ち深く名號を察するの大なる者なり。

『白虎通』「三綱六紀篇」に、「君臣とは何の謂ひぞや。君は羣なり。下の心を歸する所なり。臣は賢なり（正義及び白虎通原文「賢」上に「禮」字あるも、陳立校により削除する）。志を屬すること自ら堅固なり。父子とは何の謂ひぞや。父は矩なり。法度を以て子に教ふるなり。子は孳なり。孳にして己無きなり。故に『孝經』（諫諍篇）に曰く、『父に争子有れば、則ち身は不義に陥らず』と。此れ君臣父子名を稱するの實なり。

『呂氏春秋』「處方篇」に、「凡そ治を爲すには、必ず先づ分を定む。君臣父子夫婦の六者、位に當れば、則ち下は節を踰えずして、上は苟に爲さず。少は悻悻ならずして、長は簡慢ならず」と。又た云ふ、「同異の分、貴賤の別、長少（正義原文「長幼」に作る）の義、此れ先王の慎む所にして、治亂の紀なり」と。

『左（傳）』「昭（公）二十六年傳」に、「齊侯と晏子と路寢に坐す。公歎じて曰く、『美きかな、室や。其れ誰か此れを有せんや』と。對へて曰く、『其れ陳氏か。陳氏大徳無きと雖も、民に施す有り。後世若し少しく惰たり、陳氏にして亡びざれば、則ち國は其の國なり』と。公曰く、『善きかな。是れ若何すべきか』と。對へて曰く、

「唯だ禮のみ以て之を已むべし。禮に在りては、家施すも國に及ばず」と。又た曰く、「『君令せば臣共し、父慈しめば子孝し、兄愛すれば弟敬み、夫和すれば妻柔き、姑慈めば婦聽ふは、禮なり。君令して違はざれば、臣共して貳はず。父慈しみて教ふれば（正義原文「教」、「敬」に作る）、子孝にして箴む。兄愛して友なれば、弟敬みて順ふ。夫和して義あれば、妻柔きて正し。姑慈しみて従なれば、婦聽きて婉なり。禮の善き物なり」と。晏子の言ふ所は、正に夫子の齊侯に答ふると意同じ。

阮氏元「校勘記」に云ふ、「皇本・高麗本（未見）は『吾』の下に『豈』字有り。『（經典）釋文』は『吾焉得而食諸』を出だして云ふ、『本亦た『焉得而食諸』に作る。焉は於虔の反。本今『吾得而食諸』に作る」と。案ずるに、『史記』へ仲尼世家（孔子世家）及び『漢書』へ武五子傳は、並びに『豈』に作る。皇本と合す。『太平御覽』卷二十二に『吾惡得而食諸』を引く。『豈』『焉』『惡』の三字は、義皆相近し。疑ふらくは、今本は『吾』の下に脱字有らん」と。

注の「當此之時、陳恆制齊」。

『正義』に曰く、黄氏式三『論語』後案引く狄愼菴が曰く、「孔

子齊に至るは、景公の三十一年に在り。魯の昭公の二十五年に當る。踰年にして即ち魯に反る。是の時、陳氏は武子開爲り。字は子彊。

昭（公）二十六年の「左傳」に見ゆ。無字の子、乞の兄なり。乞卒して、子之に代はる。乃ち陳恆爲り」と。

案ずるに、狄説は「孔子世家」に本づく。此を觀れば、益々僞孔の謬りを知る。

注の「言將危也。陳氏果滅齊」。

「正義」に曰く、顏師古「漢書」「武五子傳」に、「言ふところは、父子君臣の道立たざれば、則ち國必ず危亡す。倉粟多しと雖も、吾食らふを得ざるなり」と。即ち此の注の將に危からんとするの意なり。

陳氏 太公和に至りて、齊の康公を海上に遷し、自ら立ちて齊公と爲る。是れ陳氏齊を滅するなり。景公の時、其の兆已に見はる。故に注に然云ふ。

\* 陳氏の系譜は、「史記」「田敬仲完世家」にみえる。陳恆は陳常となつてゐる。

## 第十二章

「論語本文」子曰、片言可以折獄者、其由也與。

「何晏・劉寶楠解」子曰く、片言 以て獄を折むる者は、其れ由なるかなと。

「注」孔（安國）曰く、片は猶ほ偏のごときなり。訟を聽くには、必ず須く兩辭にして以て是非を定むべし。偏へに一言を信じて以て獄を折むべき者は、唯だ子路のみ可なり。

「正義」に曰く、「（經典）釋文」引く鄭（玄）注に云ふ、「片は半なり」「魯（論）折を讀みて制と爲す。今古（論）に従ふ」と。  
 「（太平）御覽」（卷）六百三十九引く鄭（玄）注に云ふ、「片讀みて半と爲す。半言は單辭爲り。折は斷なり。惟だ子路のみ能く信を取り、言ふ所は必ず直なり。故に獄を斷せしむべきなり」と（\*）。

案ずるに「說文」（片部）に、「片は判木なり。半木に从ふ」と。片・半は一音の轉なり。故に鄭注は即ち片を讀みて半と爲す。「漢書」「李陵傳」に、「軍士人をして一半の氷を持たしむ」と。注引く如

淳が曰く、「半、讀みて片と曰ふ」と。此れ其の證なり。片、既に半と讀めば、義亦た之に従ふ。故に『釋文』載する所の「片は半なり」の訓は、即ち是れ鄭義を槩括するなり。鄭に別に注有るには非ざるなり。

半言は單辭爲りとは、『書』「呂刑」に云ふ、「單辭を明清せよ。

民の亂まるは、中もて獄の兩辭を聽かざるは罔し」と。是れ獄辭に單有り兩有り。兩とは、兩造具備するなり。單とは、則ち一人辭を具ふるなり。『後漢書』「光武紀」(顯宗孝明帝紀の誤り)の永平三年の詔に曰く、「單辭を明察せよ」と。(『後漢書』)「朱浮傳」に、「人の單辭もて浮事を告する者有り」と。單辭とは、皆な片言を謂ふなり。

折斷とは、『說文』(艸部)に、「折は斷なり。斤の艸を斷るに从ふ(正義原文「斷」を「繼」に作る)。譚長の説なり。折は篆文の折。手からふ」と。

魯(論)は折を讀みて制と爲す。今古(論)に従ふとは、『書』(「呂刑」に、「制するに刑を以てす」と。『墨子』「尚同中篇」は引きて「折すれば則ち刑あり」に作る。是れ折・制は字通ず。『說文』(刀部)に、「利は裁なり。刀未からふ。利は古文の制、此の如し」と。此れ折斷と音訓相近し。『廣雅』「釋詁」に、「制は折なり」と。『大戴禮』「保傅篇」に、「制獄に中らず」と。

即ち折獄なり。鄭(玄)以て折に作る。制に作るも義同じ。而るに古論壁中より出でて、改讀を煩はす無し。故に定めて古に従ふなり。

惟だ子路のみ能く信を取るとは、言ふところは、子路忠信にして能く信を人に取ればなり。

言ふ所は必ず直なり、故に獄を斷せしむべしとは、言ふところは、人既に子路を信じて自ら敢て欺かず。故に片言と雖も必ず是れ理に直る。即ち此に依りて獄を斷せしむべきなり。『說文』(犬部)に、「獄は確なり。尅に从ひ言に从ふ。二天の守る所以なり」と。鄭(玄)「(駁五經)異義」に駁して云ふ、「獄は塙なり。囚の角核を證するの處なり。『周禮』(大司寇)は之を圍土と謂ふ」と。此に斷獄と云ふは、獄中に訟ふる所の事を決斷するを謂ふなり。

毛氏奇齡「四書改錯」(未見)に、「古は民の獄訟を折むるに、必ず兩辭を用ふ。故に『周官(周禮)』(大司寇)に、『兩劑を以て民の獄を禁ず』と。先ず兩券を取りて之を合し、兩造をして獄詞各おの其の半ばを書かしむ。即ち今の告牒と訴牒となり。獄を聽くの後及びて、復た一書契を具へて、兩つに之を分け、各おのをして其の辯答の辭を其の中に録せしむ。即ち今の兩造の兩口供なり。是れ折獄の法なり。前に券あり、後に契あり。必ず兩つながら具ふるを得。券兩つ具はらず、即ち之を單詞と謂ふ。單詞は治

めず。司寇 凡そ券を齎さざるを禁ずれば、即ち自ら不直に坐し、朝に上るを俟たずして、遽かに之を斥くるが如き、是れなり。契 兩つ具はらざれば、則ち之を契を擧ぐる能はずと謂ふ。亦た治めず。

『春秋（左氏傳）』（襄公十年）に、晉王（叔氏）の訟へを聽くに、『王叔氏は其の契を擧ぐる能はず。王叔 晉に奔る』が如きは、是れなり。是れ半券半契は総て理を折むる無し。惟だ子路のみ明らかに決し、單辭もて斷ずべし。他人に在りては、豈に之を能くせんや」と。

案するに、毛説と鄭義と略は同じ。然るに鄭は子路は能く信を取り、故に言ふ所は必ず直なりと言ふ。本より誣控には非ず。故に對質を須つ無し。此の如くんば、乃ち獄を斷ぜしむべし。明らけし、子路は忠信を以て人を感じしむ。止だ毛氏の云ふ所の如く、明らかに決するのみならざるなり。鄭の意を原ぬれば、亦た片言にして獄を折むるを以て法と爲すべからず。故に若し言ふ所 必ず直にして、方めて獄を斷ぜしむべし。否ざれば、則ち仍ほ兩辭を須つ。僞孔注は亦た鄭と同じ。孔穎達『書』「呂刑」疏に此の文を引き、之を説きて云ふ、「子路の直を行ふこと、天下に聞こゆ。敢て自ら其の長を道ひ、妄りに彼の短を稱せず。其の單辭を得れば、即ち獄を斷ずべきは、惟だ子路のみ。凡そ人能く然ること少きなり」（\*）と。此『論語』皇疏載する所の孫綽が説と同じ。

焦氏循『（論語）補疏』は、即ち依りて説を爲すも、義は迂曲に涉る。敢て從はざる所なり。

\*正義冒頭の『釋文』「御覽」の記述について。「魯（論）折を讀みて制と爲す。今古（論）に従ふ」は「片は半なり」に連続した記述ではなく、鄭玄注であるとは明記されていない。「御覽」の引用文は、「聽訟」の項目にあって、鄭玄注とは記されていない。また異同が多く、原文は「片、讀みて半と爲す。片言は單辭を謂ふ。折は斷なり。子路 果にして知る所を取り、言は必ず直なり。故に獄を斷ぜしむべきなり（片讀爲半。片言謂單辭。折斷也。子路果取所知、言必直。故可令斷獄）」である。

\*『書』「呂刑」疏の孔穎達の説は、子路が裁かれるときのことをいつている。

〔論語本文〕子路無宿諾。

〔何晏・劉寶楠解〕子路に宿諾無し。

「注」宿は猶ほ豫のごときなり。子路 信に篤く、時に臨みて故多きを恐る。故に豫め諾せず。

「正義」に曰く、「説文」(六部)に、「宿は止なり」と。之を引申して久の義有り。「漢書」「韓安國傳」に、「孝文 兵の宿むべからざるを寤る」と。(顔師古 注に、「宿は久しく留まるなり」と。

諾とは應なり。子路聞く有れば、即ち行ふ。故に諾を留むる無し。其の折獄に於けるや、亦た然り。蓋し折獄一たび定まれば、即ち予め釋を開き、訟者をして羈累の苦を受けしめず。此れ子路の忠信の事なり。故に記す者、類として此に記す。

「大戴禮」「子張問入官篇」に、「事を行ふには留むる勿れ」と。(韓元吉)「注」に、「凡そ政事を行ふには、之を稽留する勿れ」と。即ち此の義なり。

「(經典)釋文」に云ふ、「子路無宿諾、或ひは此を分けて別章と爲す」と。「文選」江淹「雜體詩」注 引きて、上に「子曰」の字有り。「釋文」載する所の或本と合す。然るに夫子の口中、應に子路と稱すべからず。或本非なり。

注の「宿猶」より「豫諾」に至るまで。

「正義」に曰く、「管子」「地圖篇」(正義原文「地圖篇」に誤る)に、「宿め征伐する所の國を定む」と。注に、「宿は猶ほ先のごときなり」と。「春秋」公羊「桓(公) 元年の傳の注に、「宿とは、先に誠むるの辭なり」と。並びに豫と義 相近し。

毛氏奇齡「四書改錯」(未見)に、「集解」「不豫諾」に作るは、先に許さざるを謂ふなり。正に所謂、然諾 苟もせざる者なり。急げば則ち輕諾せん。「左傳」(哀十四年)に據れば、小邾射 子路の盟を要む。而るに子路 辭す。是れ諾を許さざるなり。及び季康子 冉有をして謂はしめて曰く、千乘の國、其の盟を信ぜずして、子の言を信ず。子 何ぞ焉を辱とするやと。對へて曰く、魯 小邾に事有れば、敢て故を問はず。城下に死するは可なり。彼れ臣ならざるに、其の言を濟せば、是れ之を義とするなり。由は能はずと。是れ終に諾を許さざるなり。此れ正に豫め諾さざるの證なり」と。

案ずるに、此の注も亦た通ず。但だ折獄の事と涉る無し。故に用ひて以て經を釋せず。